

## 理 事 選 挙 細 則 (2013 年 3 月 21 日 改 定)

第1条 この細則は、光化学協会会則第 13 条第 1 号に基づき、理事選挙(以下「選挙」という)の方法の詳細を定めるものである。

第2条 選挙の管理は、選挙管理委員会が行う。  
選挙管理委員会は、会長および常任理事をもって構成する。

第3条 選挙権者は、正会員とする。

第4条 被選挙権者は正会員とする。ただし、過去に会長の任にあった者、現任の会長および現任の選挙選出理事、会長選出理事および討論会担当理事を除く。

第5条 選挙により選出される任期 2 期 4 年の理事 18 名は 2 年ごとの半数(9 名)改選とし、正会員の5名連記の無記名投票による選挙を行って選出する。

第6条 前条の投票において、所定数の連記がなされていない投票および同一人を連記した投票は、その投票全部を無効とする。

第7条 投票は、郵便(以下「郵便による選挙」という)もしくはインターネット(以下「オンライン選挙」という)を利用して行うものとする。郵便による選挙の場合には次期理事の任期が始まる年の前年の4月ないし6月に投票用紙を正会員に送付し、所定の期日までに投票することを求める。オンライン選挙の場合には次期理事の任期が始まる年の前年の6月ないし7月に正会員に選挙の日程、方法を通知し、所定の期日までに投票することを求める。

第8条 開票結果に基づいて、上位得票者 9 名を当該年度の理事とする。ただし、選出数の下位に同点者があるときは、年長者を優先する。また、理事の 2 年ごとの半数改選によらず、理事 18 名中、少なくとも 2 名の理事は女性とする。上記により選ばれた 9 名の理事と前回の理事選挙で選出された理事 9 名とを併せた 18 名を次期の選挙選出理事とする。ただし前回の理事選挙で選出された理事 9 名に欠員があるときには、次期選挙において補充を行う。この補充された理事の任期は、1 期 2 年とする。

第9条 次期理事の当選者の中から、辞退者が出たとき、また次期会長が選出されたときは、次点者を繰り上げる。

第10条 この細則による選挙に支障が生じたときの措置は、選挙管理委員会が決定する。

第11条 この細則は、理事会において変更することができ、変更後の最初の総会において承認するものとする。

#### 付 則

1. この細則は、1994年1月1日から実施し、1993年3月30日から適用する。
2. この細則を1993年中に適用する場合には、第2条の「常任理事」を「常任委員」と読み替え、第4条のただし書きの中から「および現任の理事」を削除するものとする。
3. 2011年7月18日改定の第7条、第8条、第11条は、同日から実施する。
4. 2013年3月21日改定の第5条、7条、第8条は、同日から実施する。
5. 本会則に基づいて行われる初回(2013年度)の理事選挙において選出される理事18名のうち、移行措置として、得票数の多い者から9名の理事任期を2期4年とし、残り9名の理事任期を1期2年とする。